



男女共同参画シンボルマーク

横手市男女共同参画行動計画

第3次計画

基本理念

- 基本的人権の尊重**
男女共に基本的人権を尊重し、さまざまな分野に対等な立場で参画できる社会を築きます。
- 個性と能力の発揮**
男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、その個性と能力が発揮できる社会を築きます。
- 仕事と家庭生活の調和**
仕事と家庭生活の調和が取れる環境を整備し、社会活動に参画できる社会を築きます。
- 女性の活躍を推進**
あらゆる分野において女性が活躍できる社会を築きます。

計画の趣旨

横手市では平成18年12月に「横手市男女共同参画行動計画（第1次）」を策定し、横手市における男女共同参画社会の将来像を「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」とし、平成20年10月には「横手市男女共同参画都市宣言」を行いました。

このような男女共同参画社会の形成に向けた法令、制度、様々な取組での整合性を図るとともに、「横手市男女共同参画行動計画（第2次）」の計画終了に伴う検証結果を踏まえ、今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため「横手市男女共同参画行動計画（第3次）」を策定しました。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が平成27年8月に施行されたことにより、本3次計画の内容の一部は、女性活躍推進法に基づき「横手市女性活躍推進計画」と一体的に策定し、両計画の性格を併せ持つものとしております。

計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間です。



計画の内容

基本目標1 家族・家庭

自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

一人ひとりが家族や家庭の一員として、自立した考え方で役割を分担し、互いの協力で円満な家庭生活を送ることができる社会を築きます。

- 1. 男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます★
- 2. 多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます
- 3. 自立と信頼に基づく協力関係を築きます

主な施策

- 子どもを生き育てやすい環境をつくるため、各種支援体制を整備します。
- 性別による固定的な役割分担意識を見直す機会を提供します。
- 家族のコミュニケーションの時間を増やすため、労働環境の整備を企業に働きかけます。

基本目標2 社会活動

対等な社会参画で元気な地域づくりをめざして

政策・方針決定の場への女性の登用を促進し、あらゆる場で男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会を築きます。

- 1. 政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します★
- 2. 自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します
- 3. 男女ともに参加しやすい地域活動を推進します

主な施策

- 各種審議会委員等に女性を積極的に登用し支援します。
- 社会活動への参加促進のためサポート体制を充実し、ニーズに合ったメニュー設定と情報を積極的に提供します。
- 人財を育てるしくみを整備し、男女が共に参画できる体制づくりに努めます。

基本目標3 雇用・労働

仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

働く場での不公平感の是正や仕事と家庭生活の調和の取れた労働環境をめざし、女性の多様な働き方と能力を活かせる社会を築きます。

- 1. 就業の機会と労働条件の平等を促進します
- 2. 女性が活躍できる労働環境を整備します★
- 3. 女性の多様な働き方とその支援体制を整えます★

主な施策

- 女性の能力を男性と対等に評価するとともに、労働環境における男女差別の解消を図ります。
- 家庭生活との調和の取れた職場環境を整備します。
- 育児や介護などを支援し、女性が働き続けられる環境を整備します。
- 女性のキャリアアップや再チャレンジのための研修機会を設けます。

基本目標4 福祉・健康

自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

男女とも個人として自立ができ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいをもてる社会を築きます。

- 1. 市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります
- 2. 健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します
- 3. 生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます
- 4. 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します

主な施策

- 多様なライフスタイルに対応した、利用しやすい福祉サービスの充実に努めます。
- 誰にでも分かりやすい情報の提供と伝達の方法を構築します。
- 心身ともに主体的な健康管理を実践できる体制を整えます。
- DVの防止と被害者支援体制の充実を図ります。

基本目標5 教育・行政

共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

教育の場においては性別にとられない教育の推進と、男女共同参画の理念に基づいた行政運営を実施します。

- 1. 家庭や地域において性別にとられない教育を推進します★
- 2. 教育の場で男女共同参画を推進します
- 3. 行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します★

主な施策

- 家庭において男女共同参画について学ぶ機会を提供します。
- 学校、家庭、地域が連携して男女共同参画を推進します。
- 市職員が共通認識を持ち、連携して男女共同参画を推進します。

横手市女性活躍推進計画

平成27年8月28日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）が施行され、地方公共団体は、国の基本指針等を勘案し、区域内の女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定するよう努める事とされています。その中で、市町村が策定する男女共同参画計画と一体のものとして策定することも可能とされていることから、横手市男女共同参画行動計画第3次計画の中から女性活躍に関連する行動計画と数値目標を抜粋し「横手市女性活躍推進計画」として位置づけております。

★印は、横手市女性活躍推進計画として主に位置づけられた基本施策です。

計画の推進と進行管理

横手市が目指す男女共同参画社会の未来像
一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち

それぞれの立場における主体的な実践と連携

行政

各種団体

市民

企業

市民による 推進体制

横手市男女共同参画推進協議会

構成

男女共同参画に関心を有する市民や各地域・関係団体から選出された市民20名で構成されています。

役割

男女共同参画に関する各種施策を協議・検討するとともに、関連事業への参画や、市民への意識啓発の推進役となります。

連携

行政による 推進体制

横手市男女共同参画推進委員会

構成

市役所の各課室所の職員で構成されています。

役割

男女共同参画に関する部局間の総合的な連絡調整を図り、各種施策の効果的な実施に結びつけるとともに、職員への意識啓発の推進役となります。

計画の進行管理

定期的に進捗状況を確認し、問題点や新たな課題に対応します。

市役所全体で男女共同参画の理念に基づいた事業展開をします。



まちづくり推進部
地域づくり支援課・市民協働係
(横手市交流センターY²ぷらざ 内)
〒013-0036
秋田県横手市駅前町1番21号
Tel: 0182-35-2158
Fax: 0182-32-4056
E-mail danjo@city.yokote.lg.jp
ホームページ <http://www.city.yokote.lg.jp/>